

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 2 月 15 日付鳥取県告示第 71 号）の内容

（告示の内容）

- （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

石谷 正樹	八頭郡智頭町大字西野字西山 335
民木 一美	八頭郡智頭町大字西野字ツルギ 345 の 2
大坪 順一	八頭郡智頭町大字西野字ツルギ 347
大坪 傳蔵	八頭郡智頭町大字西野字餘戸 784 の 1
〃	八頭郡智頭町大字西野字餘戸 785 の 1
大呂 雅則	八頭郡智頭町大字西野字餘戸 789 の 1
〃	八頭郡智頭町大字西野字餘戸 789 の 5
〃	八頭郡智頭町大字西野字餘戸 789 の 6
〃	八頭郡智頭町大字西野字餘戸 792
〃	八頭郡智頭町大字西野字餘戸 792 の 1
〃	八頭郡智頭町大字西野字餘戸 792 の 2
大坪 一郎	八頭郡智頭町大字西野字小平田 821
大坪たかを	八頭郡智頭町大字西野字大途 844
大坪 吉蔵	八頭郡智頭町大字西野字大途 845
〃	八頭郡智頭町大字西野字大途 846
大坪 幸吉	八頭郡智頭町大字西野字大途 848
大坪 忠茂	八頭郡智頭町大字西野字大途 849 の 1
大呂 雅則	八頭郡智頭町大字西野字小谷 857 の 1
〃	八頭郡智頭町大字西野字小谷 858
〃	八頭郡智頭町大字西野字小谷 859 の 1
〃	八頭郡智頭町大字西野字小谷 860
〃	八頭郡智頭町大字西野字小谷 861

〃	八頭郡智頭町大字西野字小谷 862 の 1
〃	八頭郡智頭町大字西野字小谷 863 の 3
〃	八頭郡智頭町大字西野字荒尾谷 866 の 1
大坪 利治	八頭郡智頭町大字西野字木戸ヶ谷 878
〃	八頭郡智頭町大字西野字木戸ヶ谷 879
大坪 光雄	八頭郡智頭町大字西野字中山 1029
〃	八頭郡智頭町大字西野字中山 1030
大坪 藤吉	八頭郡智頭町大字西野字中山 1035
大坪 富蔵	〃
大坪 傳蔵	〃
石谷 正樹	八頭郡智頭町大字西野字西山上へ 1087
藤原 洋樹	八頭郡智頭町大字西野字天王山 1126 の 1
寺谷和三郎	八頭郡智頭町大字西野字天王山 1138
石谷 正樹	八頭郡智頭町大字西野字中ノ畑上エ 1389
大呂 忠司	八頭郡智頭町大字大呂字西山 893
〃	八頭郡智頭町大字大呂字西山 894
〃	八頭郡智頭町大字大呂字西山 896
村上 邦夫	八頭郡智頭町大字大呂字西山 900 の 1
〃	八頭郡智頭町大字大呂字西山 901
大呂 忠司	八頭郡智頭町大字大呂字西山 902
〃	八頭郡智頭町大字大呂字西山 907
〃	八頭郡智頭町大字大呂字西山 908
大呂 建治	八頭郡智頭町大字大呂字西山 920 の 2
大呂 忠司	八頭郡智頭町大字大呂字久谷 934
〃	八頭郡智頭町大字大呂字丸淵 942 の 1
石谷 正樹	八頭郡智頭町大字大内字花ヶ谷 801
〃	八頭郡智頭町大字大内字花ヶ谷 808
〃	八頭郡智頭町大字大内字花ヶ谷 809
〃	八頭郡智頭町大字大内字小滝尾 810
〃	八頭郡智頭町大字大内字小滝尾 811
佐藤 元彦	八頭郡智頭町大字大内字日位上 854
前橋 しま	八頭郡智頭町大字大内字横根下平 867
橋尾 丈	八頭郡智頭町大字大内字横根下平 871

松下 浩志	八頭郡智頭町大字大内字カケ 890
〃	八頭郡智頭町大字大内字カケ 895
〃	八頭郡智頭町大字大内字カケ 896 の 1
前橋美喜之助	八頭郡智頭町大字大内字六久ノ平 1055
〃	八頭郡智頭町大字大内字六久ノ平 1056 の 1
〃	八頭郡智頭町大字大内字六久ノ平 1056 の 3
石谷 正樹	八頭郡智頭町大字尾見字羽香地 383 の 1
〃	八頭郡智頭町大字尾見字羽香地 384
青木ツタエ	八頭郡智頭町大字尾見字淵ノ上 395 の 1
青木 繁蔵	八頭郡智頭町大字尾見字小谷下モヒラ 418 の 1
〃	八頭郡智頭町大字尾見字小谷下モヒラ 418 の 3
草刈弥十郎	八頭郡智頭町大字東宇塚字池ノ谷奥 674
杉山裕一郎	八頭郡智頭町大字東宇塚字大ガケ谷 690
國政 能明	八頭郡智頭町大字東宇塚字大ガケ谷 698 の 2
〃	八頭郡智頭町大字東宇塚字大ガケ谷 699 の 2
〃	八頭郡智頭町大字東宇塚字大ガケ谷 700 の 2
杉山裕一郎	八頭郡智頭町大字東宇塚字大ガケ谷 701
國政 新蔵	八頭郡智頭町大字西宇塚字山神谷 729
國政 大雄	八頭郡智頭町大字西宇塚字ヒエ田 758 の 1
國政登美子	〃
目春 義明	八頭郡智頭町大字西宇塚字瀧ノ横路 759 の 3
山方こと江	八頭郡智頭町大字西宇塚字少ナ谷 808 の 1
池内 紀雄	八頭郡智頭町大字西宇塚字少ナ谷 808 の 11
梶川みずほ	八頭郡智頭町大字西宇塚字山神口向 810
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字山神口向 811
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字西宇塚字持地谷平 819
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字持地谷平 820
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字持地谷平 821 の 1
國政吉五郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字持地谷平 826 の 3
國政 和臣	八頭郡智頭町大字西宇塚字岡城谷平 849
安道 恭子	八頭郡智頭町大字西宇塚字岡城谷平 887
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字岡城谷平 888
安道 牧野	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷 1084 の 5

〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷 1084 の 6
安道久次郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷 1121 の 3
長石喜代蔵	〃
國政 寛	〃
安道 吉録	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷 1122
安道 哲一	〃
安道 鉄男	〃
安道 巖	〃
河村吉太郎	〃
向井 保郎	〃
大月 速雄	〃
長石 光男	〃
國政 益雄	〃
國政 義隆	〃
國政 玉吉	〃
國政 寿實	〃
國政 徳蔵	〃
安道 富次	八頭郡智頭町大字西宇塚字又毛谷右平 1184 の 19
安道久次郎	〃
長石喜代蔵	〃
國政 寛	〃
安道久次郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字又毛谷右平 1184 の 20
長石喜代蔵	〃
國政 寛	〃
前橋 庄六	八頭郡智頭町大字西宇塚字流し谷 1186 の 74
國政 寛	八頭郡智頭町大字西宇塚字流し谷 1186 の 82
小川 友吉	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷 1187 の 7
三宅菊太郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷 1187 の 10
寺坂 政吉	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷 1187 の 11
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷 1187 の 32
國政 幾造	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷 1187 の 38
長石喜代蔵	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷 1187 の 60
三宅菊太郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷 1187 の 61

寺坂和喜蔵	八頭郡智頭町大字河津原字マア谷口 313
小川 友吉	〃
矢部楠太郎	〃
國石 藤吉	〃
國石 福蔵	〃
寺坂 政吉	八頭郡智頭町大字河津原字マア谷口 315
山方 至明	八頭郡智頭町大字河津原字マア谷口 318
〃	八頭郡智頭町大字河津原字マア谷口 329 の 1
〃	八頭郡智頭町大字河津原字マア谷口 335
國石 律子	八頭郡智頭町大字河津原字マア谷口 349 の 5
國政 能明	八頭郡智頭町大字河津原字ケモドコ 231 の 1
〃	八頭郡智頭町大字河津原字ケモドコ 231 の 2
杉山裕一郎	八頭郡智頭町大字河津原字大畑谷 237
〃	八頭郡智頭町大字河津原字下モノ谷 238
小川宇太郎	八頭郡智頭町大字河津原字下モノ谷 253
國政 藤蔵	八頭郡智頭町大字河津原字山口上 268 の 1
小川晋一郎	八頭郡智頭町大字河津原字奥田 274 の 10
寺坂 代吉	八頭郡智頭町大字河津原字スゲ谷口 279 の 9
小川 寿朗	八頭郡智頭町大字河津原字場谷 303 の 1
〃	八頭郡智頭町大字河津原字場谷 303 の 2
〃	八頭郡智頭町大字河津原字河津原ノ上へ 308
〃	八頭郡智頭町大字河津原字河津原ノ上へ 309
寺坂豊次郎	八頭郡智頭町大字河津原字河津原ノ上へ 311 の 1
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷 351
〃	八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷 353
〃	八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷 354
〃	八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷 354 の 2
〃	八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷 355
〃	八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷 356
古谷 吉雄	八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷 360
三宅菊太郎	八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷 377 の 15

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課